

議会議案第 3 号

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 3 1 年 3 月 1 5 日提出

提出者

奈良市議会 議会改革推進特別委員長

宮 池 明

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
奈良市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「の写し」を削る。

第9条第2項中「、前項の収支報告書等の閲覧の請求があったときは」を削り、「、その」を「、収支報告書等の写しをその」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項及び第2項並びに第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費に係る収支報告書等について適用し、同日前に交付した政務活動費に係る収支報告書等については、なお従前の例による。

（提案理由）

政務活動費に係る収入及び支出の報告の際必要な提出書類について見直しを行うとともに、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた議員（会派として交付を受けた場合は、会派の経理責任者）は、議長が別に定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに当該収支報告書に係る領収書等の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを議長に提出しなければならない。</p> <p>2 収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。</p> <p>3～4 略</p> <p>(収支報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、前項の収支報告書等の閲覧の請求があったときは、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第7条各号に掲げる情報が記録されている部分を除き、_____その閲覧に供するものとする。</p>	<p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた議員（会派として交付を受けた場合は、会派の経理責任者）は、議長が別に定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに当該収支報告書に係る領収書等の証拠書類（以下「領収書等」という。）_____を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 収支報告書及び領収書等_____（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。</p> <p>3～4 略</p> <p>(収支報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は_____、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第7条各号に掲げる情報が記録されている部分を除き、収支報告書等の写しをその閲覧に供するものとする。</p>